

リハビリティサービスぴたさぼ浦添 運営規程
(地域密着型通所介護・日常生活支援総合事業)

(事業の目的)

第1条 株式会社りゅうせきケアプロが開設するリハビリティサービスぴたさぼ浦添(以下「事業所」という。)が行う指定地域密着型通所介護および日常生活支援総合事業(第1号通所事業 介護予防通所介護相当サービス)(以下「通所介護等」という。)の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者(以下「通所介護従事者」という。)が、要支援・要介護状態(以下「要介護者等」という。)にある高齢者に対し適正な通所介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 1 事業所の通所介護従事者は、要介護者等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話および機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。
2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 リハビリティサービスぴたさぼ浦添
- 2 所在地 沖縄県浦添市宮城三丁目5-3 フィオーレパラツォ1階

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとし、各職員の員数は下記に示す通りとする。

1 通所介護従事者

通所介護従事者は、通所介護等の業務にあたる。

管理者	<u>1名</u>
生活相談員	<u>1名以上</u>
介護職員	<u>2名以上</u>
看護職員	<u>1名以上</u>
機能訓練指導員	<u>1名以上</u>

- 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 生活相談員は、通所介護等の利用申込にかかる調整、指定地域密着型通所介護事業計画又は介護予防通所介護(介護予防・日常生活支援総合事業)計画(以下「通所介護等計画」という。)の作成等を行う。また、利用者に対し日常生活上の介護その他必要な業務の提供にあたる。
- 介護職員、看護職員は利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。
- 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日（祝日は営業する）
ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後17時30分

(利用定員)

第6条 事業所の利用者の定員は、下記のとおりとする。

- | | | |
|------|---|----------------|
| 1単位目 | サービス提供時間帯 午前 <u>9</u> 時から午後 <u>12</u> 時 <u>15</u> 分 | 定員 <u>18</u> 人 |
| 2単位目 | サービス提供時間帯 午後 <u>13</u> 時 <u>15</u> から午後 <u>16</u> 時 <u>30</u> | 定員 <u>18</u> 人 |

(通所介護等の提供方法、内容)

第7条 通所介護等の内容は、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画等」等）に基づいてサービスを行うものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、居宅サービス計画等の作成前であってもサービスを利用できるものとし、次に掲げるサービスを提供する。

- 1 機能訓練に関する事項
体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行う
- 2 送迎に関する事項
送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。送迎車両には通所介護従事者が添乗し必要な介護を行う
- 3 相談・助言に関する事項
利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談および助言を行う

(指定居宅介護支援事業者との連携等)

第8条 1 通所介護等の提供にあたっては、利用者にかかる指定居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、そのおかれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の指定居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、綿密な連携に努める。

3 正当な理由なく通所介護等の提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対して通所介護等の提供が困難と認めた場合、当該利用者にかかる地域包括支援センター等と連携し、必要な措置を講ずる。

(通所介護等計画の作成等)

第9条 1 通所介護等の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、援助計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画等が作成されている場合は、その内容にそった通所介護計画等を作成する。

2 通所介護等計画の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3 利用者に対し、通所介護等計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(通所介護等の提供記録の記載)

- 第10条 1 通所介護従事者は、通所介護等を提供した際には、その提供日・内容、当該通所介護等について、介護保険法の規程により、利用者にかわって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載する。
- 2 事業所は、利用者またはその家族などに、記録の開示を求められた場合には、文書の交付その他適切な方法により提示する。

(通所介護等の利用料等及び支払いの方法)

- 第11条 1 通所介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所介護等が法
定代理受領サービスである時は、その額の介護保険負担割合証に記載の割合とする。
- 2 第12条の通常の事業実施地域を越えて行う送迎は原則行わないこととする。
- 3 おむつ代（例）：アテントタイプ 120 円、フラットタイプ 80 円。
- 4 利用キャンセルされる場合は、前日17時までに連絡が無い場合、利用料 50% のキャンセル料を徴収する。
- 5 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得る。
- 6 通所介護等の利用者は、当事業所の定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする。

(通常の事業の実施地域)

- 第12条 通常の事業の実施地域は、以下の通りとする。
- (地域密着型サービス) 浦添市のみ
- (総合事業) 浦添市・那覇市・宜野湾市

(契約書の作成)

- 第13条 通所介護等の提供を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細について、利用者に契約書の書面をもって説明し、同意を得た上で署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

- 第14条 1 通所介護従事者等は、通所介護等を実施中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。
- 2 通所介護等を実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うも

のとする。

(非常災害対策)

- 第16条 1 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(衛生管理及び従事者等の健康管理等)

- 第17条 1 通所介護等に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。
- 2 通所介護従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

- 第18条 利用者が機能訓練室等を利用する場合は、職員立会いのもとで使用すること。また、体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し安全指導を図る。

(相談・苦情対応)

- 第19条 1 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
- 2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存する。

(事故処理)

- 第20条 1 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から5年間保存する。
- 3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報の保護)

- 第21条 1 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」を遵守し適切な取扱いに努める。
- 2 事業所が得た利用者またはその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
- 3 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅延なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

- 第22条 事業者は、感染症の予防及びまん延を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための従業者に対する研修及び訓練の実施

(2) その他感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置（委員会の開催、指針整備等）

（虐待防止に関する事項）

- 第23条 1 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずる。
- ・従業者へ、虐待防止に関する研修を定期的に実施する。
 - ・利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備を行う。
 - ・その他、虐待防止のための必要な措置を行う。
- 2 事業者は、サービス提供中に従事者又養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。

（身体拘束廃止について）

- 第24条 1 事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対する具体的拘束その他の行動を制限する行動を行わない。
- 2 やむを得ず、身体拘束を行う場合には身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や手続きなど厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」を遵守し適正な取り扱いにより行うものとする。

（認知症ケアについて）

第25条 1 従業者に対する研修の実施について

事業者は、認知症に関する十分な知識と理解を習得し、専門性と資質の確保・向上を目的とし定期的に研修を実施する。

2 認知症ケアの方法について

認知症高齢者への対応として、総合的なアセスメントを踏まえ環境、チームケアを統一することで、認知症高齢者のニーズに即した生活支援を行う。パーソン・センタード・ケア（いつでもどこでも その人らしく）本人の自由意思を尊重したケアを実践する。

（地域との連携等）

- 第26条 1 指定地域密着型通所介護事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。
- 2 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設ける。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）

- 第27条 事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益供与を禁止します。

（その他運営についての留意事項）

- 第28条 1 全ての地域密着型通所介護従業者（介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資

格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従事者の質的向上を図るために、研修の機会を次とおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後2か月以内
 - 二 継続研修 年2回以上
- 2 事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。また、従事者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を雇用契約の内容に明記する。
- 3 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用決定調書、利用者負担金徴収簿、その他必要な帳簿を整備する。
- 4 事業所は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、地域密着型通所介護に関する記録を整備し、記録はサービスの提供が完結した日から5年以上保管するものとする。
- 6 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社りゅうせきケアプロとぴたさぼ浦添の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附 則

この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。

令和 7年 1月 1日より本改訂版を施行する。